

よくある質問

【申請・手続き】

- Q1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）や行事の告知用チラシ等にロゴマークを使いたいのですが、申込は必要ですか。
- A1 申込が必要です。
- Q2 個人が使用する場合でも申込みは必要ですか。
- A2 個人の SNS、HP、ブログやロゴマークを使用した制作物を個人利用の範囲で使用する場合は原則、申込みは不要です。制作物の場合、店頭等の不特定多数の目に触れる場合は申込みが必要になります。
いずれの場合も、ガイドラインを参照の上、ロゴマークをご利用ください。
- Q3 使用申込書に添付する企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）はどのようなものを提出すれば良いのでしょうか。
- A3 様式は任意ですが、審査を円滑に行うため、5W1H（だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように）を明確にさせていただくとともに、使用しようとしているもの（チラシ等の広報物、WEB ページ、販売物等）にロゴマークを入れた図を提出してください。
- Q4 ロゴマークを使用したグッズ（販売物）を 2021 年 3 月 31 日までに使用許諾を受けた場合、2022 年 3 月 31 日までは無料で販売できると思いますが、在庫が残ってしまった場合、販売することはできないのでしょうか。
- A4 販売することは可能です。ただし、『千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領（平成 22 年 12 月 10 日施行）』の規定に従い、総合企画部報道広報課への申請が必要になります。販売目的の場合、原則として、デザイン等使用料をお支払いいただく「有償使用」の申請が必要です。
- Q5 メールや F A X での手続きは可能ですか？
- A5 事前相談はメールや F A X 等による方法で構いませんが、使用申込書を提出いただく際は原本の提出（持参又は郵送）をお願いします。
- Q6 県外に所在地をもつ、個人・事業者・団体でも申込みことはできますか。
- A6 県外の方でも申込やロゴマークの使用が可能です。

【デザイン】

- Q1 「燃え上がれ！盛り上がれ！！CHIBA スポーツ応援団」の文言を使用せずに、両手に扇子を持ったチーバくんだけを使用することはできますか。
また、文言を違う言葉に置き換えることはできますか。
- A1 必ず所定の文言と共に使用してください。文言はデザインの一部となっているため、違う言葉に置き換えることはできません。
- Q2 ロゴマークに吹き出しをつけて、セリフをつけることは可能ですか。
- A2 使用する商品や企業等のPRになるようなセリフは不可ですが、スポーツ応援に資するものであれば可能です。具体的には申込みの際の審査で判断させていただきます。
- Q3 チーバくんが持っている旗の文言や色を変えることはできますか。
- A3 文言や色を変更することはできません。
- Q4 ロゴマーク以外のチーバくんデザインを併記する場合、どのように申込み手続きを行えばいいですか。
- A4 その場合は、総合企画部報道広報課に手続きをお願いします。

【その他】

- Q1 解像度の高い「スポーツ応援ロゴマーク」のデザインデータはどこで手に入れることができますか。
- A1 申込を行って許諾がおりた後、データ（イラストレーター形式、JPEG形式）をお送りしています。